



日本共産党杉並区議会議員

## くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2024. 2. 22 NO. 398

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ホームページ

### ジェンダー平等 推進へ

## 困難を抱える女性支援

## 体制強化を



2月9日から杉並区議会第1回定例会が始まりました。(会期は3月18日まで)

私は、15日の本会議で、ジェンダー平等について質問。女性支援法施行にあたっての対応、性暴力被害をなくす取組について、区の姿勢を質しました。

### 女性に寄り添った支援を 相談員のスキルアップ等求める

4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されます。

生活困窮、DV被害、性的搾取などに苦しむ女性を公的枠組みで包括的に支援することが法の目的です。自治体には、若年世代から子育て世代、中高高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれにライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援することが求められます。

新法施行にあたり、困難を抱えている女性全てに支援を受けられる権利があることを積極的に知らせること、

わかりやすい相談窓口の設置、相談員のスキルアップや相談体制の充実を求めました。

区長は「相談者が福祉事務所や男女平等推進センターはじめ、様々な窓口でもどこでも相談できるよう担当職員が緊密に連携・情報共有しながら、相談者に寄り添った対応を心がけていく。

相談員の育成は急務、早急に対応していく」と答弁。保健福祉部長は「支援を求める一人でも多くの女性に、必要な支援が行き届くよう努めていく」と答えました。

### 性暴力根絶に向け 「包括的性教育」の取組を求める

性暴力、性被害を根絶するために、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康まで含めた「包括的性教育」の重要性が指摘され、その推進は待ったなしです。区として、大人向けの包括的性教育の講座などに取組むことを求めました。

区は「男女共同参画による性の多様性に関する講座や、保健センターでの女性講座など各所で専門講座を実施している。今後は、これらを一体的に合わせた講座として実施できないかなど、研究していく」と答えました。

このほか、子どもたちが性被害に関し相談できる環境整備や、痴漢被害防止のために、被害現場で声掛けや通報など、積極的に行動できる第三者(アクティブバイスタンダー)を増やす取組を求めました。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

# 岸本区長の来年度予算編成 区民福祉が前進へ 党区議団の要望実る



答弁に立つ岸本聡子区長

来年度の算編成方針に対する代表質問は山田耕平幹事長が行い、いくつもの前向きな答弁・姿勢が示されました。

## ■給食費無償化対象拡充 私立や不登校児童生徒も対象へ

昨年10月から始まった区立学校の学校給食費無償化は継続し、あらたに国立や私立に通う児童生徒にも給食費相当額にあたる給付金が支給されます。質問への答弁では、不登校児童生徒にも給付金を支給することが示されました。

## ■学校トイレの洋式化率23区最下位から、5年間で100%へ

学校トイレの洋式化は、前区政のもとで23区中23位であることが判明。震災救援所の機能強化も含め早期に洋式化を進めることを求めたところ、「5年間で100%に近づける」と答弁がありました。

## ■補聴器購入費助成「制度開始の意義大きい」更なる周知と充実へ

昨年6月から始まった高齢者の補聴器購入費助成制度について、区長は「制度を開始した意義は大きい」との認識を示しました。さらに「制度周知に力を入れ、補聴器相談医確保や認定補聴器技能者によるアフターケア等の充実に努める」と答弁しました。来年度は418名分の予算を計上しています。

## ■生活保護制度 周知ポスター作成へ

区長は、生活保護制度を利用しやすくするための周知ポスターを作成することを表明。また、親族に扶養の可否を問い合わせる「扶養照会」について、区は、今年度から申請者の意思に反して行なうことをやめています。照会率が約29%まで下がったことが示されました。

## ■パートナーシップ制度は異性間の事実婚カップルも対象検討へ

性的マイノリティのカップルを自治体が認証するパートナーシップ制度は、1月末時点で25組のカップルが登録。「今後は、異性間の事実婚カップルも対象にすることを検討」と表明しました。

## 地震への備え

1月1日の能登半島地震では、甚大な被害が発生しました。地震への備えを改めて確認しましょう。杉並区では、下記の支援を行っています。ご活用ください。詳細は、区ホームページ（各2次元コード）をご覧ください。

### 在宅避難に欠かせない食料などを備える

食料や飲料水（一人一日30）、生活用品、常備薬などを、最低3日分、可能であれば7日分備蓄しましょう。区では、防災用品などのあっせんをしています。【問】防災課



### 地震による電気火災を防ぐ

区では、地震時の電気火災・通電火災を予防する感震ブレーカーの設置支援を行っています。感震ブレーカーの購入費用は区が負担し、特例対象者の場合は設置費用も無料です。【問】防災課



### 家具類の店頭・落下等による被害を防ぐ

家具が転倒すると、けが・火災の原因や避難の妨げになることがあります。区では、高齢者世帯などに対し転倒防止器具を取り付けています。

【問】65歳以上の方 高齢者在宅支援課  
▶心身に障害がある方障害者施策課



▲65歳以上の方



▲心身に障害がある方

家具の転倒防止などの対策は、東京消防庁ホームページ（右2次元

